

社会福祉法人 和木町社会福祉協議会
役員（理事・監事）選任規程

（目的）

第1条 定款第19条により役員を選考に際して評議員は、次の事項を留意し、役員を選任する。

（理事）

第2条 理事は社会福祉運営事業について、熱意と理解を有し、かつ実際に法人運営の責任を果し得る者であること。

- （1）社会福祉の運営、並びに事業を支える役割が強く、住民代表的性格が強いもの。
- （2）社会福祉の運営事業に関心を持ち、福祉活動を担う役割の強い専門的性格の強いもの。
- （3）社会福祉の運営事業に直接関係する当事者団体的性格の強いもの。
- （4）社会福祉協議会運営事業に対し関連分野的性格の強いもの。
- （5）社会福祉を理解し、運営に熱意と責任を持つ学識経験者。

（監事）

第3条 監事の内1人は、社会福祉事業法第44条に規定する財務諸表等を監査しうるものでなければならない。

またもう1人は社会福祉事業について知識経験を有するものであること。

2名

附 則 昭和60年9月19日より実施する。

附 則 平成21年4月1日より実施する。

附 則 平成29年4月1日より実施する。